



鳥取県公報

平成15年12月2日(火)
第7541号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (721) (協働推進室)	1
	種畜証明書の交付 (722) (畜産課)	2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (723) (耕地課)	2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (724) (治山砂防課)	2
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (行政経営推進課)	3

告 示

鳥取県告示第721号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6954	雑誌その他の 刊行物	COMICポプリクラブ 12 2003	雑誌 13865 - 12	晋遊舎
6955	"	実話ウォー A組 マガジンWOooooo! 12月増刊	雑誌 08398 - 12	株式会社マガジン・マ ガジン
6956	"	MEN'S GOLD 12月号	雑誌 18613 - 12	株式会社リイド社
6957	"	実話BUBKA ダイナマイト 第3号 2003 VOL. 03	雑誌 11538 - 12	株式会社コアマガジン
6958	"	GON! EX Vol.2 俺の旅 GON! 12 / 25増刊	雑誌 03912 - 12	ミリオン出版株式会社
6959	"	遊びの帝王 VOL.1 iパラダイス増刊12月号	雑誌 11440 - 12	株式会社ダイアプレス
6960	"	ヤングコミック 2003 12月号	雑誌 08893 - 12	少年画報社

鳥取県告示第722号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成15年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
平15 鳥取県臨 第1号	福北国	黒毛和 種	平成14年 6月1日	鳥取市	北国7の8	ふくうち7の3	2級	東伯郡赤碕町大字 松谷606 鳥取県畜産試験場
平15 鳥取県臨 第2号	照福栄	黒毛和 種	平成14年 7月15日	気高郡 鹿野町	福栄	てるしげ	〃	〃

鳥取県告示第723号

溝口町が行う土地改良事業に係る金屋谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と判定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年12月2日から20日間
- 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第724号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成15年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 名称

末鎌地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（法第3条第1項の規定により、平成5年鳥取県告示第192号で指定された土地のうち同告示第11号に掲げる急傾斜地崩壊危険区域を除く。）

土 地	標 柱
日野郡溝口町大字福兼字西貝市518	1号
日野郡溝口町大字福兼字西貝市526	2号及び3号
日野郡溝口町大字福兼字清水ノ下642	4号及び5号
日野郡溝口町大字福兼字清水ノ下640 - 1	6号

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年11月21日付鳥取県公報第7538号中調達公告公募型プロポーザル方式による受注者の選定は、廃止する。

平成15年12月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務の詳細

本件業務は、県民等がインターネット等を利用して申請を行うための電子申請システム及び電子的に文書処理、決裁等を行うための総合文書管理・電子決済システムを開発し、及び次のとおり納入すること。

ア 借入物品の名称及び数量

電子申請・総合文書管理・電子決裁システム 一式

イ 借入物品の仕様

企画提案書作成要領及び電子申請システム及び総合文書管理・電子決裁システム調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

ウ 借入期間

平成17年2月1日から平成21年1月31日まで

エ 納入期限

平成17年1月31日（月）

オ 納入場所

鳥取市東町一丁目220 財団法人鳥取県情報センター

(2) 予算額 200,000千円を上限とする。

2 参加資格

参加できる者は、共同企業体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名以上により自主的に結成されたものであること。

イ 共同企業体のうち1名以上は、平日（休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）以外の日をいう。）県が連絡してから2時間以内に保守業務に着手

できる者であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件業務の企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 電子申請システム及び総合文書管理システムに係る基本設計の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(2) 共同企業体の構成員の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成15年12月2日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成15年12月2日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有している構成員が1名以上であり、かつ、情報処理サービスに係るものを有している構成員が1名以上であること。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する電子申請・総合文書管理・電子決裁システム構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）が別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により得点を算出して行う。

(2) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、(1)により算出された合計得点の最も高い者とする。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当（鳥取県庁本庁舎4階）

電話0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 説明書等の交付

ア 交付期間

平成15年12月2日（火）から同月8日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

調達仕様書に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成15年12月12日（金）午後5時まで

(4) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、調達仕様書に基づき、質問書を作成し、電子メールを利用して、鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当に提出すること。

イ 提出期間

平成15年12月2日（火）から同月8日（月）まで

5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

6 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4の(1)に同じ。

(3) 詳細は、調達仕様書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

1set of System for electronic Application, electronic Document Management and electronic Workflow System

(2) December 15, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) For further inquiries please contact :

New Public Management Division Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7614

